

政令第 号

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法の施行期日は、平成二十五年十一月三十日とする。

## 理由

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法の施行期日を定める必要があるからである。